

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 地籍調査の成果について認証した件 三三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 三三
- 平成二十一年度福島県職員採用選考予備試験を実施する件 三三
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三三
- 産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので公告する件二件 三三
- 土地改良事業の工事の完了について届出があった件 三三
- 随意契約の相手方を決定した件 三三

告 示

福島県告示第三百四十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、西白河郡西郷村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年五月二十六日

- 一 調査を行った者の名称 福島県知事 佐藤 雄平
- 二 西郷村
- 二 成果の名称
- 西白河郡西郷村大字真船の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第三百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、雄国山麓土地改良区から平成二十一年四月二十八日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月十八日認可した。

平成二十一年五月二十六日

福島県告示第三百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、富岡町土地改良区から平成二十一年五月八日付けで申請のあった定款の変更について、同月十八日認可した。

平成二十一年五月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

公 告

公告第二百八十二号

平成二十一年度福島県職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。

平成二十一年五月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

一 試験を実施する職種

獣医師、保健師、及び児童自立支援専門員

二 試験期日

平成二十一年七月三日(金)

三 受験申込受付期間

平成二十一年六月一日(月)から同月二十五日(木)まで

四 受付窓口及び問い合わせ先

1 獣医師

福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課(福島市杉妻町二番十六号) 電話(〇二四)五二一七二二九)又は福島県農林水産部農林水産総室農林総務課(福島市杉妻町二番十六号) 電話(〇二四)五二一七三九二)

2 保健師及び児童自立支援専門員

福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課(福島市杉妻町二番十六号) 電話(〇二四)五二一七二二九)

(人事課)

公告第二百八十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年五月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年五月十五日
- 二 名称
NPO法人タッチ・ザ・サイエンス
- 三 代表者の氏名
児玉 健二
- 四 主たる事務所の所在地
福島県いわき市久之浜町久之浜字南畑田二十四番地の六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民や教育機関等の個人・組織に対して、環境・科学教育に関する事業を行い、科学や自然環境を直接体感できる教育の機会・技術・材料の提供等、教育普及活動や技術伝承により、広く公益の増進に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第二百八十四号

福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成二年福島県告示第三百三十八号)第八条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。
平成二十一年五月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
豊島硝子株式会社 代表取締役 菅沢 英隆
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
東京都豊島区上池袋一丁目三九番一五号
- 三 産業廃棄物処理施設等の種類
福島県二本松市住吉地内
- 四 産業廃棄物指定処理施設(ガラスくずの破碎施設) 一基
産業廃棄物処理施設等の処理能力
一一〇トン毎日(八時間) 二基
(産業廃棄物課)

公告第二百八十五号

福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成二年福島県告示第三百三十八号)第八条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。
平成二十一年五月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

小林建設工業有限公司 代表取締役 小林 吉英

- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
福島県南相馬市原町区上高平字柳町二七六番地
- 三 産業廃棄物処理施設等の種類
福島県南相馬市鹿島区塩崎字内ノ倉地内
がれき類の破碎施設
- 四 産業廃棄物処理施設等の処理能力
五六〇トン毎日(八時間)
(産業廃棄物課)

公告第二百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。
平成二十一年五月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良事業を行 った者の名称	地区名	土地改良事 業の種類	施行認可又は施行 同意の年月日	工事の完了年月日
袋原土地改良区	袋原	農山漁村活性 化プロジェクト 支援交付金 (農業生産基 盤整備一般)	平成一九年二月 一九日	平成二十一年三月三 〇日

(農村計画課)

公告第287号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける河川流域総合情報システムの保守点検業務委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び「福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第一項の規定により公告する。
平成21年5月26日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
河川流域総合情報システムの保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年3月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

- 5 富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
随意契約に係る契約金額 50,400,000円
- 6 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当

(土木総務課)